

令和8年度盛岡市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月4日

1 趣旨

盛岡市（以下「発注者」という。）は、「令和8年度盛岡市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託」（以下「本業務委託」という。）の委託候補者の選定に関し、この公募型プロポーザル実施要領に基づき、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

2 本業務委託概要

（1）名称

令和8年度盛岡市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託

（2）業務の仕様

別紙「令和8年度盛岡市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託仕様書」のとおり。

（3）履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）見積限度額

9,463,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

なお、金額は企画内容の規模を表すもので、契約予定金額を示すものではない。

また、これを超えた提案は無効とする。

（5）留意事項

本業務委託は、令和8年度当初予算案が成立することを前提に進めており、同予算成立をもって初めて有効となることから、当該予算案が成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、手続を変更し、又は中止することがある。

3 応募に関する事項

（1）提出書類の交付

プロポーザルに関する資料の様式等は、盛岡市公式ホームページからダウンロードすること。

（盛岡市公式ホームページアドレス <https://www.city.morioka.iwate.jp/>）

（2）参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

なお、資格要件を満たす者複数が共同して提案を行うこともできるものとする。

ア 法人格を有していること。

なお、「協議会」など共同体により応募する場合は、以下のいずれの要件も満たすこと。

(ア) 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。

(イ) 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。

イ 本業務の実施について、発注者の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 委託候補者を選定するまでの間に、発注者からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていないこと。

カ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号の規定に該当しない者であること。

（3）質問の受付及び回答

ア 提出書類

実施要領等に関する質問票（様式第1号）

イ 受付期間

令和8年2月4日（水）から2月17日（火）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールにより担当課あて送付すること。

（電子メールアドレス seikatuhukusi@city.morioka.iwate.jp）

エ 質問に対する回答方法

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年2月19日（木）までに盛岡市公式ホームページにて公表する。

なお、審査に影響しない軽微な質問や業務概要に関する質問等については、質問者のみに回答する。

4 参加申込に関する事項

プロポーザル参加者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第2号）…1部
- イ 企画提案書（様式第3号）…7部（正本1部、副本6部）
- ウ 直近1年分の財務諸表…7部（正本1部、副本6部）
- エ 費用積算内訳書…7部（正本1部、副本6部）

- (ア) 費用積算内訳書及び財務諸表は任意様式とし、副本は正本の写しとする。
- (イ) 盛岡市長宛てとし、プロポーザル参加者（共同提案の場合は代表者）の商号又は名称、代表者職氏名を記載して代表印を押印すること。
- (ウ) 次に例示する内容を参考として、本業務の履行に要する経費を全て盛り込み、
2(4)に規定する見積限度額の範囲内で見積もること。

なお、数量や単価を示す等により、積算根拠についても可能な限り明らかにすること。

- a 人件費（報酬及び社会保険料等）
- b 活動拠点の管理運営に要する経費
 - ・ パソコン、プリンター等の賃借料
 - ・ インターネットの利用に関する経費（プロバイダ利用料、光通信・ADSL利用料、暗号化通信の電子証明書費用等）
 - ・ 電話料（電話機賃借料含む。）
 - ・ 消耗品購入費
 - ・ 封筒、名刺等作成費
 - ・ 活動用車両リース料
- c 学習支援等に要する経費
 - ・ 人件費（報酬及び社会保険料等）
 - ・ 企画・作成・印刷等に要する経費
 - ・ 参加者の送迎支援に要する経費
 - ・ 損害保険料
 - ・ 従事者の研修等に要する経費
 - ・ 消耗品購入費
- d 関係機関との連携活動の実施に要する経費
 - ・ 旅費、通信運搬費、消耗品購入費、賃借料、謝金、委託料等
- e 広報活動に要する経費
 - ・ インターネットによる情報提供に要する経費（コンテンツ更新費、独自ドメイン申請料等）
 - ・ その他必要な広報活動に要する経費

f その他、本業務の履行に要する経費

- ・ 一般管理費
- ・ 損害保険料
- ・ その他必要な通信運搬費、消耗品購入費、賃借料等

g 消費税及び地方消費税額

(2) 受付期間

令和8年2月4日（水）から2月25日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ア 持参する場合の提出方法

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 郵送する場合の提出方法

書留、簡易書留又は特定記録のいずれかの郵便とし、令和8年2月25日（水）午後5時までに担当課に到達するように送付すること。

(4) 提出書類作成上の注意

ア 企画提案書はA4版縦に横書きとし、様式第3号に定める記載事項をよく確認した上で、必要に応じて絵、図を用いて具体的に記載すること。

なお、既存資料（会社パンフレット等）において、必要な記載事項が網羅されているものがあれば、企画提案書として活用して差し支えない。

イ 企画提案書は、プロポーザル参加者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え、再提出及び撤回は、認めない。

ウ 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は、認めない。

(5) 企画提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 本業務委託の見積限度額を超えるもの

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの

キ その他、プロポーザルに関する条件に違反したもの

5 参加の取り下げ

プロポーザル参加者が参加申込後に申込みを取り下げる場合は、参加辞退届（様式第

4号)を提出すること。

6 選考に関する事項

(1) プレゼンテーションの実施

プロポーザル参加者より提出された企画提案書等を基に、プレゼンテーションを実施する。

(2) 企画提案審査

企画提案審査日は、令和8年3月12日（木）とする。

委託候補者の選定は、「令和8年度盛岡市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業業務委託企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）」に基づき行う。

(3) 委託候補者の決定

発注者は、審査要領に定める選考委員会からの報告を基に、委託候補者及び補欠順位を決定する。

(4) 結果通知

発注者は、委託候補者を決定した後、全てのプロポーザル参加者に文書で通知するとともに、盛岡市公式ホームページにて結果を公表する。

7 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 発注者は、盛岡市財務規則第121条に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取して契約を締結し、契約書を作成する。

イ 委託候補者の提案が共同提案により行われた場合には、委託候補者の代表者が発注者との契約の当事者となるものとする。

ウ 本業務委託の業務仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書を基に作成するが、本業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、発注者と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、盛岡市財務規則第125条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 公正なプロポーザルの確保について

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) プロポーザル参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談等を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) プロポーザル参加者は、委託候補者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (2) 応募に要する一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (3) プロポーザル参加者が1者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、委託候補者に特定する。
- (4) 本業務は令和8年度予算につき、契約締結は令和8年4月1日以降とする。
なお、契約締結までの間に契約を締結することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。
- (5) 議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合、本業務に係る準備のために要した費用については、一切補償しない。
- (6) 提出された各種書類については、返却しない。

10 担当課（書類の提出及び問い合わせ先）

盛岡市保健福祉部生活福祉第一課 担当：川村（かわむら）

所在地：〒020-8530 岩手県盛岡市内丸3番46号（盛岡市役所内丸分庁舎3階）

電話：019-613-8148（直通）

FAX：019-625-5023

電子メールアドレス seikatuhukusi@city.morioka.iwate.jp